

逗子市物価高騰等対策福祉サービス等継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格・物価高騰等の影響による負担を軽減し、逗子市内の介護保険サービス、障害福祉サービス等（以下「福祉サービス等」という。）を提供する事業者の事業の継続及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において逗子市物価高騰等対策福祉サービス等継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、別表第1及び別表第2に掲げる福祉サービス等のうち、次の要件を満たすものを運営する事業者とする。

- (1) 逗子市内に所在するもの。
- (2) 令和5年4月1日時点で、福祉サービス等を運営しており、交付申請時点で現に運営しているもの。
- (3) 事業者の事業計画上、令和6年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。）をせず、運営を継続する予定であるもの。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から同年9月30日までの間に、光熱費、燃料費又は食材費の高騰を理由とした利用者負担額の引上げを行う高齢者施設等（別表第1に掲げるもののうち、入所・居住系に限る。）については、対象としない。ただし、申請日において、当該引上げ前の額まで利用者負担の額を引き下げ、既に徴収した差額を返金することとしている場合は、この限りでない。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、逗子市物価高騰等対策福祉サービス等継続支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同一事業者からの申請は、1回限りとする。

(申請期限)

第5条 支援金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請書の提出期限は、令和5年11月30日までとする。

(交付決定)

第6条 市長は、第4条の申請書が提出されたときは、その内容を審査した上で支援金の交付の可否を決定し、逗子市物価高騰等対策福祉サービス等継続支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定をするに当たり、必要な条件を付すことができる。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定をした場合には、申請者に対し、遅滞なく支援金を交付するものとする。

(調査等)

第8条 市長は、支援金の適正な支出のため必要があると認めるときは、第6条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）に対し、調査、報告その他必要な措置（次項において「調査等」という。）を求めることができる。

2 交付事業者は、調査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が支援金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、逗子市物価高騰等対策福祉サービス等継続支援金交付決定取消通知書（第3号様式）により交付事業者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、逗子市物価高騰等対策福祉サ

ービス等継続支援金返還命令書（第4号様式）により、当該取消しに係る支援金の交付を受けた交付事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（関係書類の保存）

第11条 交付事業者は、支援金に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しておかなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る支援金の交付に関しては、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第2条、第3条関係）

介護保険サービス等

施設（事業所）種別	事業（サービス）	算定単位	支援金の額
訪問系	居宅介護支援 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 福祉用具貸与 夜間対応型訪問介護	1施設（事業所）当たり	40,000円

通所系（大規模）	通所介護（大規模） 通所リハビリテーション 小規模多機能型居宅介護	1施設（事業所）当たり	100,000円
通所系（小規模）	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	1施設（事業所）当たり	60,000円
入所・居住系	認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設	定員1名当たり	14,000円

障害福祉サービス等

施設（事業所）種別	事業（サービス）	算定単位	支援金の額
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援 移動支援 訪問入浴	1施設（事業所）当たり	40,000円
通所系	生活介護 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス 日中一時支援	1施設（事業所）当たり	60,000円

	地域活動支援センター		
入所・居住系	共同生活援助 短期入所	定員1名当たり	14,000円

備考

- 1 交付対象者が複数の施設（事業所）において事業（サービス）を運営している場合は、施設（事業所）ごとの支援金の額を合計した額を当該交付対象者の支援金の額とする。
- 2 介護保険サービス等の表中の事業（サービス）には、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。
- 3 交付対象者が同一の所在地にある施設（事業所）において、複数の事業（サービス）を運営している場合、1つの施設（事業所）とみなす。ただし、その場合でも、異なる施設（事業所）種別の事業（サービス）を運営している場合には、それぞれ別の施設（事業所）とみなす。なお、介護サービス及び介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの施設（事業所）として取り扱う。
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は通所介護事業所と、訪問型サービス事業所は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 5 交付対象者が同一の所在地にある施設（事業所）において、介護保険サービス等及び障害福祉サービス等の両方の事業（サービス）を運営している場合、介護保険サービス等における1つの施設（事業所）とみなす。ただし、当該交付対象者が異なる施設（事業所）種別の事業（サービス）を運営している場合は、それぞれ別の施設（事業所）とみなす。
- 6 介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関を除く。
- 7 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、交付の対象としない。

別表第2（第2条、第3条関係）

施設（事業所）種別	算定単位	支援金の額
公衆浴場（都市ガス）	1月当たりの使用量	1 m ³ 当たり38.25円に令和5年4月から9月までの実績量を乗じて得た金額
公衆浴場（電気）	1月当たりの使用量	1 kWh当たり0.71円に令和5年4月から9月までの実績量を乗じて得た金額

備考

公衆浴場の支援金の額は、6月分の合計に100分の50を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。